

7 第一項から第三項まで及び第五項の申立ては、その申立てをすることができる事由が生じた日から五年以内にしなければならない。

8 第二項又は第五項の申立てについてされた裁判所書記官の処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内に、その裁判所書記官の所属する裁判所に異議を申し立てることができる。

9 第一項から第三項まで及び第五項の申立て並びにその申立てについての裁判又は裁判所書記官の処分並びに前項の規定による異議の申立て及びその異議の申立てについての裁判に關しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第二編の規定（同法第二十七条及び第四十条の規定を除く。）を準用する。

（再使用証明）

第十条 前条第一項から第三項まで及び第五項の申立てにおいて、第八条の規定により納めた収入印紙を当該裁判所における他の手数料の納付について再使用したい旨の申出があつたときは、金銭による還付に代えて、還付の日から一年以内に限り再使用をできる旨の裁判所書記官の證明を付して還付すべき金額に相当する收入印紙を交付することができる。

2 前項の証明を受けられた收入印紙の額に相当する金額の付されれた收入印紙の交付を受けた者が、同項の証明に係る期間内に、当該收入印紙を提出してその額に相当する金額の金銭の還付を受けたい旨の申立てをしたときは、同項の裁判所は、決定で、当該收入印紙の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

3 前条第九項の規定は、前項の決定について準用する。

第二節 手数料以外の費用

（納付義務）

第十一條 次に掲げる金額は、費用として、当事者等が納めるものとする。

一 裁判所が証拠調べ、書類の送達その他の民事訴訟等における手続上の行為をするため必要な次章に定める給付その他の給付に相当する金額

二 証拠調べ又は調停事件以外の民事事件若しくは行政事件における事実の調査その他の行為を裁判所外でする場合に必要な裁判官及び裁判所書記官の旅費及び宿泊料で、証人の例により算定したものに相当する金額

2 前項の費用を納めるべき当事者等は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、申立てによ

つてする行為に係る費用についてはその申立てとし、職権でする行為に係る費用については裁判所が定める者とする。

（予納義務）

第十二条 前条第一項の費用を要する行為については、他の法律に別段の定めがある場合及び最高裁判所が定める場合を除き、裁判所は、当事者等にその費用の概算額を予納させなければならぬ。

2 裁判所は、前項の規定により予納を命じた場合においてその予納がないときは、当該費用を要する行為を行なわぬことができる。

（郵便切手等による予納）

裁判所は、郵便物の料金又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特

定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金に充てるための費用に限り、金銭に代えて郵便切手又は最高裁判所が定めるこれに類する証票（以下「郵便切手等」という。）で予納させることができる。

（裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特例）

第十三条の二 次に掲げる手続で裁判所書記官が行うものに係る費用についての第十一条第二項及び前二条の規定の適用については、これらの規定中「裁判所」とあるのは、「裁判所書記官」とする。

（訴訟上の救助により納付を猶予された費用の取立て）

第十六条 民事訴訟法第八十三条第三項又は第八十四条の規定による費用の支払を命ずる裁判所は、強制執行に関しては、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

（裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特例）

第十七条 民事訴訟法第八十五条前段の規定による費用の取立てについては、前条の規定を準用する。

（訴訟上の救助により納付を猶予された費用の取立て）

第十八条 民事訴訟法第八十三条第三項又は第八十四条の規定により救助を受けた費用の取立てについては、前条の規定を準用する。

（第三章 証人等に対する給付）

（証人の旅費の請求等）

第十九条 証人、鑑定人及び通訳人は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができます。ただし、正当な理由がなく、宣誓又は証言、鑑定若しくは通訳を拒んだ者は、この限りでない。

2 鑑定人及び通訳人は、鑑定料又は通訳料を請求し、及び鑑定又は通訳に必要な費用の支払又は償還を受けることができる。

3 証人、鑑定人及び通訳人は、あらかじめ旅費、日当、宿泊料又は前項の費用の支払を受けた場合において、正当な理由がなく、出頭せよどきは、その支払を受けた金額を返納しなければならない。

（証明者の旅費の請求等）

第二十条 民事執行法第四十二条第四項に規定する執行費用及び返還すべき金額の額を定める手続

三 民事執行法第四十二条第四項に規定する執行費用及び返還すべき金額の額を定める手続

四 少額訴訟債権執行（民事執行法第六百六十七条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行を行う。以下同じ。）の手続

（裁判により費用の負担を命ぜられた者からの取立て等）

（裁判所書記官による費用の取立て）

第十四条 第十一条第一項の費用で予納がないものは、裁判、裁判上の和解、調停若しくは労働

審判によりこれを負担することとされた者又は民事訴訟等に関する法令の規定により費用を負担すべき者から取り立てることができる。

（予納がない場合の費用の取立て）

第十五条 前条の費用の取立てについては、第十一条第二項の規定により費用を納めるべき者に對する場合にあつては記録の存する裁判所の規定により、その他の者に対する場合にあつては第一審の裁判所の決定により、民事執行法その他強制執行の手続に關する法令の規定に従い強制執行をることができる。この決定は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

（第九条第九項の規定は、前項の決定について準用する。）

第十六条 民事訴訟法第八十三条第三項又は第八十四条の規定による費用の支払を命ずる裁判所は、強制執行に関しては、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

（第九条第九項の規定は、前二項の費用について準用する。）

第十七条 民事訴訟法第八十五条前段の規定による費用の取立てについては、前条の規定を準用する。

（民事訴訟法第八十五条前段の規定による費用の取立て）

第十八条 民事訴訟法第八十三条第三項又は第八十四条の規定により救助を受けた費用の取立てについては、前条の規定を準用する。

（民事訴訟法第八十五条前段の規定による費用の取立て）

第十九条 旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃は航空機を利用するべき特別の事由がある場合における航空旅行について支給する。

2 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合は、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級以下で裁判所が相当と認められる等級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては裁判所が認める等級の運賃）、急行料金（特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上の中級以下で裁判所が認める特別急行料金、普通急行料金又は準急行料金）並びに裁判所が支給を相当と認める特別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金（座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶

を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。)によつて、路賃は最高裁判所が定める額の範囲内において裁判所が定める額によつて、航空賃は現に支払った旅客運賃によつて、それぞれ算定する。

(日当の支給基準及び額)

第二十二条 日当は、出頭又は取調べ及びそれらのための旅行(以下「出頭等」という。)に必要な日数に応じて支給する。

2 日当の額は、最高裁判所が定める額の範囲内において、裁判所が定める。

(宿泊料の支給基準及び額)

第二十三条 宿泊料は、出頭等に必要な夜数に応じて支給する。

2 宿泊料の額は、最高裁判所が宿泊地を区分して定める額の範囲内において、裁判所が定める。

(本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額)

第二十四条 本邦と外国との間の旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、前三条に規定する基準を参考して、裁判所が相當と認めるところによる。

(旅費等の計算)

第二十五条 旅費(航空賃を除く。)並びに日当及び宿泊料の計算上の旅行日数は、最も経済的な通常の経路及び方法によつて旅行した場合の旅費により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(鑑定料の額等)

第二十六条 第十八条第一項又は第二十条第一項若しくは第二項の規定により支給すべき鑑定料、通訳料、報酬及び費用の額は、裁判所が相當と認めるところによる。

第二十七条 この章に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料その他の給付は、判決によつて事件が完結する場合においてはその判決があるまで

に請求しないときは、支給しない。ただし、やむを得ない事由によりその期限内に請求するこ

とができるなかつたときは、その事由が消滅した

日から二週間以内に請求した場合に限り、支給する。

(裁判官の権限)

第二十八条 受命裁判官、受託裁判官又はその他裁判官が証人尋問その他の手続を行なう場合

には、この章の規定による給付に關し裁判所が定めるべき事項は、当該裁判官が定める。ただし、当該裁判官が自ら定めることが相当でないと認めるときは、この限りでない。

(第三債務者の供託の費用の請求等)

第二十八条の二 民事執行法第一百五十六条第二項若しくは第三項又は滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和三十二年法律第九十四号)第三十六条の六第一項(これらを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定により供託した第三債務者は、次の各号に掲げる費用を請求することができるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによ

る。

一 供託するために要する旅費、日当及び宿泊料 第二条第四号及び第五号の例により算定した額

二 供託所に出頭しないで供託することができるとときは、供託に要する書類及び供託金の提出並びに供託書正本の交付を受けるための費用を請求することができるものとし、その額は、二条第十八号の例により算定した額

三 供託に要する書類及び供託の事情の届出の書類の作成の費用

四 供託の事情の届出の書類の提出の費用 提出一回につき第二条第十八号の例により算定した額

五 供託に要する書類で官庁その他の公の団体の作成に係るもの交付を受けるために要する費用 交付一回につき第二条第七号の例により算定した額

六 前項の費用は、第二十七条の規定にかわらず、供託の事情の届出をする時までに請求しないときは、支給しない。

七 第一項の費用は、供託金から支給する。

(債務者の財産に関する情報の提供に要した報酬の請求等)

第二十八条の三 民事執行法第二百七条第一項又は第二項の申立てを認容する決定により命ぜられた情報の提供をした者は、報酬及び必要な費用を請求することができるものとし、その額は、最高裁判所が定めるところによる。

(郵便切手等の管理)

第二十九条 第十三条の規定により予納させた郵便切手等の管理に関する事務は、最高裁判所が指定する裁判所書記官が取り扱う。

第四章 雜則

(郵便切手等の管理)

第二十九条 第十三条の規定により予納させた郵便切手等の管理に関する事務は、最高裁判所が指定する裁判所書記官が取り扱う。

2 前項の裁判所書記官の責任については、物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)に規定する物品管理職員の責任の例による。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の郵便切手等の管理について必要な事項は、最高裁判所が定める。

(最高裁判所規則)

第三十条 この法律に定めるもののほか、民事訴訟等における証人等に対する裁判所の給付の実施その他この法律の施行に関して必要な事項は、最高裁判所が定める。

附則 (昭和五四年三月三一日法律第一〇号) 抄

この法律は、別に法律で定める日から施行する。

附則 (昭和四七年六月三日法律第五二号) 抄

この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附則 (昭和五五年五月一七日法律第五二号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五〇年一二月二七日法律第五二号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則 (昭和五〇年一二月二七日法律第五二号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五〇年一二月二七日法律第五二号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、責任条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則 (昭和五〇年一二月二七日法律第五二号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和五十六年一月一日から施行する。

附則 (昭和五〇年一二月二七日法律第五二号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和五十六年一月一日から施行する。

附則 (昭和五〇年一二月二七日法律第五二号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和五十七年九月一日から施行する。

附則 (昭和五〇年一二月二七日法律第五二号) 抄

(施行期日等)

八条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる費用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五四年三月三一日法律第一〇号) 抄

この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五五年五月一七日法律第五二号) 抄

この法律の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五五年五月一七日法律第五二号) 抄

この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。

2 前項の裁判所書記官の責任については、物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)に規定する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる費用については、なお従前の例による。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の郵便切手等の管理について必要な事項は、最高裁判所が定める。

(最高裁判所規則)

2

1

2

1

2

1

2

1

2

1

2

1

2

1

2

1

項	訴え（反訴を除く。）の提起	別表第一（第三条、第四条関係）
上欄	下欄	項八 （政令への委任） この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 項九 （スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三十六条第一項若しくは第三十七条第一項の規定による申立て」とあるのは、「申立て」とする。

	六
	反訴の提起

てにののる訴かこてにるじ的そ本だ額て算に二てにのるに控にた判つ(請求額)
一つ価目訴にらのはつ反くをの訴し。得出よ(請求額)はあ提反お訴係判断い項
のい額的訟係本額、い訴す同目と、たたしり(請求額)、つ起訴け審る決してに項
た控の手にの変額て算に二てに
額除額数係請更か得出よ(請求額)、
しを料る求前らたしり

			七	
		民事訴訟法第四十七条第一項若しくは第五十二条第一項又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五条)第二項の規定による		
	たな判つ請お二してにてに第三項はあ参お告又控にた判つ 一 (請求に項 判か断い求い審、判つ請お一の又二つかけ審は訴係判斷して 決つしてにてに第断い求い審、はのてにるに上審る決	額除て算にのはあ提反お訴係判斷い求項 しを得出よ項、つ起訴け審る決してに た控たしり二てにのるに控にた判つ請		
一一	〇一九	二の八	八	
イ 不動産の強制競売若しくは 担保権の実行としての競売の申立て 立て、債権の差押命令の申立て	支払督促の申立て 和解の申立て	仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)第四十四条第一項、第四十六条第一項、第四十七条第一項若しくは第四十九条第一項の規定による申立て、調停による国際連合条約の実施に関する法律(令和五年法律第十六号)第五条第一項の規定による申立て又は裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)第二十七条の二第一項の規定による申立て	再審の訴えの提起(1)判所に提起するもの(2)簡易裁判所に提起するもの	
四千円	の分額て算に一応価目請求の得出よのじ額的求 一二たしり項、にの	二千円	四千円	二千円
額て算ににてるに上に告係 に得出よ項、二つ加け審る				
二の二一	二一	二の一一		
再生手続開始の申立て	二不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第八百八条第一項の規定による申立て、特別清算開始の申立て、外国倒産処理手続の承認の申立て、責任制限手続開始の申立て、責任制限手続拡張の申立て、責任制限手続開始がするものに限る)、更生手続の申立て、破産手続開始の申立て(債権者登記又は登録に係る法令の登記による仮登記又は仮登録の仮登記による申立て)、企业担保権の実行の申立て	イ 民事執行法第百六十七条规定による保全命令の申立て ハ行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)の規定による執行停止の申立て又は仮の義務付け若しくは仮の差止めの申立てロ民事保全法(平成元年法律第九十一号)の規定による保全命令の申立てハ行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)の規定による執行停止の申立て又は仮の義務付け若しくは仮の差止めの申立て	処分の申立て ロ強制管理の方法による假差押の執行の申立て	その他裁判所による強制執行若しくは競売若しくは収益執行の申立て(一の二の項イに掲げる申立て及び民事執行法第百五十三条第二項(これを準用し又はその例による場合を含む)の規定による差押命令の申立てを除く)又は金銭債権の差押
一円	二万円	二千円		
借地借家法第四十一条の事件の申立て又は同条の事件における参加の申出(申立人として参加する場合に限る)				
ま十その円がな基へたしりるるにてにそとをのる的權はるをのそ額當三十価土での借と求裁にの第十家借で万の部分ま百る確二額て算にと定、応のし基価土での借と求裁のをすに分額地あ目地きめ判よ規二法地ご円額で万額と得出よこめ次じ額、確額地あ目地きめ判他、る相のののる的權はるをの定項條第借				

(一) 基本と百の部分で億超万額と
 (二) 基本と百の部分で千を百額と
 (三) 基本と百の部分で百を千額と
 (四) 基本と百の部分で十を百額と
 (五) 基本と百の部分で千を十額と

四 一	二 の 三 一
民事調停法による調停の申立て 又は労働審判法による労働審判の申立て 手続の申立て	借地借家法第四十一条の事件の変更 申立ての変更

（二）調停による審判の請求額が、争点ごとに算出された額より多くなる場合

二の五一	五一	二の四一	
民事事件手続法別表第二に掲げる事項についての審判、同法第二百四十四条に規定する事項についての審判の申立て又は同法の規定による参加の申出(申立人として参加する場合に限る)。	民事事件手続法別表第一に掲げる事項についての審判の申立て又は同法の規定による参加の申出(申立人として参加する場合に限る)。	民事調停法による調停の申立て又は労働審判法による労働審判の申立ての変更	
円千二百	八百円	た額控除額数を料るての変額申立てを除く。)	円一千五百四十万円を十千で万円超億がのるを働かせられること
七一	二の六一		四
(イ) 特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することの許可を求める申立	イ仲裁法第十二条第二項、第十六条第三項、第十七条第二項から第五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三十五条第一項の規定による申立て、民事執行法第二百五条第一項、第二百六条第一項又は第三百七条第一項若しくは第二項の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第十条第一項から第四項まで又は第十条の二の規定による申立て、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する手続の特例に関する法律第百二十二条第一項の規定による申立て、消費者の財産的被害等の集團的な回復のための民事の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの(第九条第一項若しくは第三項又は第十二条第二項の規定による申立てその他の裁判所の裁判を除く。)の申出(申立人として参加する場合に限る)。	イ仲裁法第十二条第二項、第十六条第三項、第十七条第二項から第五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三十五条第一項の規定による申立て、民事執行法第二百五条第一項、第二百六条第一項又は第三百七条第一項若しくは第二項の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第十条第一項から第四項まで又は第十条の二の規定による申立て、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する手続の特例に関する法律第百二十二条第一項の規定による申立てその他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの(第九条第一項若しくは第三項又は第十二条第二項の規定による申立てその他の裁判所の裁判を除く。)の申出(申立人として参加する場合に限る)。	四千円(六) 調停の法律の規定による参加の申立て又はこれら(申立人として参加する場合に限る。)
五百円	債権届出	五百円	千円

還申立事件の申立て又はこれら
の法律の規定による参加の申出
(申立人として参加する場合に
限る。)

(ロ) 非訟事件手続法又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の規定による忌避の申立て、特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を手続代理人に選任することとの許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、これらの法律の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て又は受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て。

(ハ) 家事事件手続法の規定による忌避の申立て、特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を手続代理人に選任すること

て、忌避の申立て、訴訟引受けの申立て、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿することができる者を秘匿することができる申立て、秘匿決定を求める申立て、秘匿に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をするとの許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、訴えの提起前ににおける証拠収集の処分の申立て、訴えの提起前ににおける証拠保全の申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て、手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の申立て、少額訴訟の終局判決に対する異議の申立て又は同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て

七条第四項若しくは第四十九条第五項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、執行裁判所に対する配当要求、同法第五十五条第一項の規定による売却のための保全処分若しくは同条第五項の規定によるその取消し若しくは変更の申立て、同法第五十六条第一項の規定による地代等の代払の許可を求める申立て、同法第六十二条第三項若しくは第六十四条第六項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法第六十八条の二第一項の規定による買受けの申出をした差定による買受けの申出をした差定による最高買受申出人若

の許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を行ふ申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て、財産の管理に関する処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、受命裁判官若しくは執行裁判官若しくは執行處分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、不在者の財産の管理に関する処分の取消しの申立て、遺産の管理に関する処分の取消しの申立て、又は義務の履行を命ずる審判を求める申立て、執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て、民事執行法第十三第三項の代理人の選任の許可を求める申立て、執行文の付与の申立てに關する処分に対する異議の申立て、同法第三十六条第一項若しくは第三項の規定による強制執行の停止若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、同法第四十二条第二項の規定による特別代理への選任の申立て、同法第四十四条第一項の規定による特別代理

しきは買受人のための保全処分の申立て、同法第七十八条第六項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法第八十三条第一項の規定による不動産の引渡命令の申立て、同法第一百五十五条第一項の規定による船舶国籍証書等の引渡命令の申立て、同法第一百七十七条第一項の規定による強制競売の手続の取消しの申立て、同法第一百八条第一項の規定による船舶の航行の許可を求める申立て、同法第一百九十九条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、同法第二百二十七条第一項の規定による差押物の引渡命令の申立て、少額訴訟債権執行の手続における裁判所書記官に対する配当要求、同法第二百六十七条の十五第三項の規定による申立て、同法第一百七十二条第二項の規定による申立て、同法第一百七十五条第三項若しくは第六項の規定による申立て、同法第一百八十七条第一項の規定による担保不動産競売の開始決定前の保全処分若しくは同条第四項の規定によるその取消しの申立て又は同法第一百九十条第二項の動産競売の開始の許可の申立て

ハ、民事保全法の規定による保全異議の申立て、同法第二百一十七条第一項の規定による保全執行の停止若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、同法第四十二条第一項の規定による保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずる裁判を求める申立て又は保全執行裁判所の執行处分に対する執行異議の申立て

二、参加（破産法、民事再生法、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）、金融機関等の更生手続の特例等に関する法

律（平成八年法律第九十五号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）又は船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定による参加及び七の項、一三の項、一五の項、一五の二の項又は一六の項に掲げる参加を除く）の申出又は申立て

本破産法第八十六条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、同法第九十二条第三項の規定による商事留置権消滅の許可の申立て、同法第二百四十八条第一項の規定による免責許可の申立て若しくは同法第二百五十六条第一項の規定による行政事件訴訟法の規定による執行停止決定の取消しの申立て若しくは仮の義務付け若しくは仮の差止めの決定の取消しの申立て、行政事件訴訟法の規定による執行停止決定の申立て、民事再生法第一百四十八条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、行政事件訴訟法の規定による執行停止決定の取消しの申立て若しくは仮の義務付け若しくは仮の差止めの決定の取消しの申立て、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二十七条の二十の規定による申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（第十六条第三項若しくは第十七条第一項若しくは第三項の規定による申立て、借地借家法第四十四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、労働審判法第四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を代理人に選任することの許可を求める申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七条第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手続の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て

八 一	抗告の提起又は民事訴訟法手続法第九条の規定による裁	申立て	民事訴訟法第三百四十九条第一項、非訟事件手續法第八十三条第一項、家事事件手續法第一百三十九条第七項の規定による申立て	民事訴訟法第三百四十九条第一項若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する法律第一百十九条第一項の規定による再審の申立て又は同法第一百七十七条第一項の規定による終局決定の変更の申立て	（3）民事保全法の規定による保全抗告の規定による申立て	（4）（1）から（3）まで（4）以外のもの	（3）民事保全法の規定による保全抗告の規定による申立て	（2）（一）の項に掲げる申立て又は申立て	（2）（一）の項に掲げる申立て又は申立て	（2）（一）の項に掲げる申立て又は申立て
八 一	倍の手立ての額の料の申ぞ									

一 項 別表第一（第七条関係）	上欄 事件の記録の閲覧、謄写又は複製（事件当事者等が請求する申立てに當る）	下欄 一件につき百五十円	九 一
			民事訴訟法第三百四十九条第一項若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する法律第一百十九条第一項の規定による再審の申立て又は同法第一百七十七条第一項の規定による終局決定の変更の申立て

二 事件の記録の 原本、謄本又 は抄本の交付	三 事件に関する 事項の證明書 の交付	四 執行文の付与	するもの く。)を除
用紙一枚につき百五十円	一件につき百五十円(事 件の記録の写しについて 原本(事件の記録が電磁 的記録で作成されている 場合にあつては、当該電 磁的記録に記録された情 報の内容を書面に出力し たときのその書面。以下 同じ。)の記載と相違ない 旨の證明に係るものにつ いては、原本十枚までご とに百五十円)	一通につき三百円	